

帯広百年記念館条例の一部改正について
帯広百年記念館条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広百年記念館条例の一部を改正する条例
帯広百年記念館条例（昭和 57 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

帯広百年記念館の展示室の観覧料について、所要の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。